

定 款

株式会社 クリエイト・レストランツ・ホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスと称し、英文では create restaurants holdings inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ビール、発泡酒の製造、販売
2. 飲食店の経営
3. 酒類の販売
4. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、38,160 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、9 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同上第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員会に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。